(厚生労働委員会)

育 児休業、 介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者 の 福祉に関する法律等 の — 部 を改正 する

法律案 (第百五十九回国会閣法第三五号) (衆議院送付) 要旨

本 法 律 案 は、 急 速 な少 子化 の 進 行等を踏 まえ、 育児休業 の 対 象 者や期間 の 見直 ŕ 子 の 看 護 休 暇 制 度 の

創

設 等 労 働 者 が 育 児 Ħ 介護 を 行 11 つつ働き続けることができる環 境 の 整 備 を 図ろうとするも のであ ij そ の 主

な内容は次のとおりである。

育 児 休 業、 介 護 休 業等育児又は 家族 介護を行う労働 者 の 福 祉 に関する法 律 .. の — 部改正

1 育児休業期間の延長

子 が 満 歳 でとなっ こ た 日 以 後 の 期間 に お ιI ても、 休業することが 雇 用の継 続 のために特に必要と認めら

れ る場合には、 事 業 主 ^ の申出により、 子が一歳から一 歳六か月に達するまで育児休業ができるものと

する。

2 介護休業の取得回数制限の緩和

事 業主への申出により、 対象家族一人につき、 要介護状態ごとに介護休業ができるものとし、 その日

数は通算して九十三日までとする。

3 育 児 休業、 介 護 休 業 の 対 象 労 働 者 の 拡 大

期 間 を 定 め て 雇 用 さ れ る 労 働 者 のうち、 当該 『事業主に引き続き雇 用 され た期間 が 年以上 ある 等 の

定 の 要 件を 満 た すも の に つい ヾ 事業 主 ^ の 申 出に より 育児 休業及び 介護 休業ができる労働 者

の

範

井

に

加えるものとする。

4 子の看護休暇の新設

1 小 学 校 就学 の 始 期 に 達 す るまでの子を養 育する労働 者 は、 負 傷 ŕ 又は 疾 病 に か かっ た 子 の 世 話 を

行うた め に 事 業 主 ^ の 申 出 に ょ ı) 当 該 年 度 に お しし τ 五 日間 を 限 度とし て 看 護 休 睱 を 取 得 すること

ができるものとする。

事 業主 は、 労使協定で子の看護休暇が取得できないとされる労働者の場合を除き、 労 働 者からの申

出を拒否することができないものとする。

ま た、 事 強主は、 子 の 看 護 休暇 の 申出や取得を理由として、 労働者に対して解雇等の不利益な取扱

いをしてはならないものとする。

二、雇用保険法の一部改正

1 育児休業 期 間 を 歳 六か月まで延長することに合わせて、 育児休業給付の給付期間の延長等を行うも

のとする。

2 介護休業の取得回 数 の制限 の緩和に合わせて、 介護休業給付の支給回数 の制限の緩和等を行うものと

する。

三、船員保険法の一部改正

育児 休業給付及び 介護 休業給付につい て、 雇用保険法と同様の改正を行うものとする。

四、施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

た。

なお、 衆議院 において、 有期契約労働者に係る育児休業制度等についての検討条項を加える修正が行われ